

第24回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和元年7月29日

午前10時00分～午前11時16分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第87号 現況証明願いについて

議案第88号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第89号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第90号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長 只今より第 24 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、1 番吉田委員さん、2 番齋木委員さん、よろしくお願いいたします。次日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

議長 異議無し。ということで本日 1 日限りいたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いします。

事務局長 それでは、第 23 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。まず整理番号 1 番、6 月 18 日、第 23 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 12 名と事務局が出席しております。次に整理番号 2 番、6 月 19 日から 21 日まで、第 40 回北海道農業者年金協議会総会及び一般社団法人北海道農業会議第 87 回総会が札幌市で開催されております。塩沢会長が出席しております。この案件につきましては、後程報告第 60 号で報告がございます。次に整理番号 4 番、7 月 16 日現地調査が、屈斜路と札友内と農業会議室で開催されております。第 3 ブロックの委員さんと第 2 ブロックの委員さんと事務局が対応しております。次に整理番号 5 番、7 月 17 日現地調査が、原野摩周と南弟子屈で開催されております。第 1 ブロックの委員さんと事務局が対応しております。以上簡単でございますが、会務の報告とさせていただきます。

議長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 60 号「第 40 回北海道農業者年金協議会総会及び一般社団法人北海道農業会議第 87 回総会出席報告について」報告をいたします。6 月 19 日、札幌市自治労会館において農業者年金協議会の総会が行われました。まず開会の挨拶に多田会長からご挨拶がございました。次に表彰ということで、独立行政法人農業者年金基金理事長賞ということで、西理事長からそれぞれ表彰を受けました。新規加入者数部門、青年農業者層新規加入者数部門、女性新規加入者数部門ということでそれぞれ表彰されました。全国第 10 位までの表彰ということで、北海道としては、新規加入者数部門で 10 位の内 7 農業委員会が占めております。その中で釧路管内より標茶町農業委員会が新規加入者数部門で 9 位、また青年農業者層新規加入者数部門でも 8 位、女性新規加入者数部門においても 7 位でそれぞれ表彰されました。総会にあたり北海道農業者年金協議会多田会長より挨拶、来賓祝辞ということで、北海道農政部から次長さん、農業経営局長ということで 2 名の方が来賓としておりました。次に情勢報告ということで、農業者年金をめぐる情勢と題しまして、西理事長より情勢報告がありました。今年新規加入者数ということでそれぞれ北海道都道府県割り当てがあるのですが、北海道はそれに予定された人数よりさらに多い人数を加入推進したということで、大変有難うございましたということでございました。次に議事に入りまして、まず第 1 号議案といたしまして、「平成 30 年度事業報告並びに収支決算の承認について」、第 2 号議案といたしまして「令和元年度事業計画並びに収支決算の設定について」、第 3 号議案といたしまして「令和元年度会費の賦課及び徴収方法について」、第 4 号議案といたしまして「令和元年度預入先金融機関の決定について」ということで議案はそれぞれ全て決定いたしました。次に協議ということで、「農業者年金制度の充実に関する要望案」ということで、副会長の方からそれぞれ提案され、全て可決決定されました。以上簡単ではございますが年金協議会総会の報告といたします。次、一般社団法人北海道農業会議 87 回総会でございますが、6 月 20 日同じく北海道自治労会館において行われました。最初に多田会長より挨拶をいただきました。議事といたしましては、議案第 1 号といたしまして「平成 30 年度一般社団法人北海道農業会議事業報告並びに収支決算の承認について」事業報告等それぞれありますが内容については割愛させていただきます、事業報告並びに収支決算について全て可決承認されまして閉会となりました。以上簡単ではございますが報告といたします。

次日程 6、議案第 87 号「現況証明願いについて」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、総会資料の 3 頁をお開き願いたいと思います。議案第 87 号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった下記の現況証明願いについて、議決を求める。令和元年 7 月 29 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今月は 4 件の申請がございます。まず申請番号 1 番から説明させていただきたいと思います。申請番号 1 番。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の 2 筆でございます。公簿地目は牧場。面積は合計で、〇〇〇〇㎡でございます。判定地目は、農地採草放牧地以外。利用状況は未利用地でございます。所有者願出人ともに、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。この土地につきましては昨年度ソーラーパネル建設のために現況、農振除外を行った土地へ侵入するために通らなければならない土地の現況証明願いとなっております。図面につきましては 5 頁をご参照願います。

続きまして、申請番号 2 番でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 4 筆の計 5 筆。公簿地目全て牧場となっております。面積は合計で、〇〇〇〇㎡となります。判定地目は、農地採草放牧地以外。利用状況は、未利用地。所有者願出人ともに、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。図面につきましては 6 頁をご参照願います。

続きまして、申請番号 3 番。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿地目は畑。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。判定地目、農地採草放牧地以外。利用状況、未利用地。所有者願出人ともに、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。図面につきましては 7 頁をご参照願いたいと思います。

続きまして 4 頁をお開き願いたいと思います。申請番号 4 番でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。公簿地目は畑の 1 筆でございます。面積は、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。判定地目は、農地採草放牧地以外。利用状況は、未利用地でございます。所有者願出人ともに、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。備考欄ですが、地目変更のためという欄がございますが、この後農振除外もありまして、地目変更のためではございませんので、この欄の削除訂正をお願いしたいと思います。図面は 8 頁になります。この申請につきましては先ほど言いましたとおり、議案第 88 号において合わせて農振除外の提案をする予定でございます。以上簡単ではございますが、議案第 87 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号 1 番につきましては、4 番江上委員さんよろしくお願いいたします。

江上委員 4 番江上です。申請番号 1 番の現地調査は 7 月 17 日に塩沢会長、鈴木委員、私と事務局で実施しました。元山委員は公務のため欠席しております。この申請地は、昨年 11 月総会においてソーラーパネル設置のため、現況証明及び農振除外をした土地に入るために通らなければならない土地であります。農地としては面積も小さいことから、使用が困難であることから問題ないと判断いたしました。

以上、簡単であります。現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。次、申請番号 2 番については、1 番吉田委員さんよろしくお願いいたします。

吉田委員 1 番吉田です。申請番号 2 番の現地調査は 7 月 16 日に上西委員、斉木委員、渡邊委員、私と事務局で実施しました。申請地は、水はけが非常に悪く、野地であり農地としての使用が困難であることから、この申出について問題なしと判断いたしました。

以上、簡単でありますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。次、申請番号3番については、10番渡邊委員さんよろしく願いいたします。

渡 邊 委 員 10番渡邊です。申請番号3番の現地調査は7月16日に上西委員、斉木委員、吉田委員、私と事務局で実施しました。申請地は、山林の状態であり、農地としての使用が困難であることを確認し、この申出について問題なしと判断いたしました。
以上、簡単でありますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。次、申請番号4番については、3番鈴木委員さんよろしく願いいたします。

鈴 木 委 員 3番鈴木です。申請番号4番の現地調査は7月17日に塩沢会長、江上委員、私と事務局で実施しました。元山委員は公務のため欠席しております。当該地は、登記地目上畑ですが、長年、農業用施設用地として活用されていたこともあり、農地としての利用は困難な状態であることから、この申出について問題なしと判断致しました。
併せてこの土地については農振除外が提案されており、太陽光発電としての活用が見込まれておりますが、周辺農地にも影響がないと判断いたしました。
以上、簡単でありますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号1番2番3番4番について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということで、議案第87号を決定いたします。次日程7、議案第88号「農業振興地域整備計画の変更について」日程8、議案第89号「農地法第4条の規定による許可申請について」日程9、議案第90号「農地法第5条の規定による許可申請について」関連がございますので、一括で提案いたしますので事務局説明お願いいたします。

事 務 局 総会資料9頁をお開き願いたいと思います。議案第88号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。令和元年7月29日提出。弟子屈町農業委員会会長。
整理番号1番から説明いたしたいと思います。整理番号1番。区分につきましては除外となります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇。公簿地目は畑。現況地目は農地採草放牧地以外となっております。面積は〇〇〇〇㎡の内、〇〇〇〇㎡となっております。先ほど委員さんの説明もございましたとおり、太陽光発電設備設置のためとなっております。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏となっております。事業期間、許可日から令和2年12月31日の建設となっております。所要面積につきましては、ソーラーパネル部分で〇〇〇〇㎡、土地整地として〇〇〇〇㎡、合計で〇〇〇〇㎡となっております。事業の必要性につきましては、当該地は自然エネルギーを活用した太陽光発電所として利用することが可能であり、土地の有効活用が図られると判断したため。また、申請者の太陽光発電事業計画に係る経産省への申請を令和元年中に計画しており、今回農振除外手続きを早急に進める

ことが必要である。土地選定の理由につきましては、当該地は段差傾斜はあるものの、土地造成が可能であること、太陽光発電所を建設するに十分な面積があること、既存電柱が近くにあることから、日照が十分に確保できることから、太陽光発電事業に使用することが可能と判断した。としてございます。事業費につきましては、〇〇〇〇円。全て〇〇〇〇の自己資金で対応することとなっております。所有者につきましては先ほど申し上げたとおり、〇〇〇〇氏の所有となっております。図面につきましては、11 頁。配置図につきましては、12 頁。立面図につきましては、13 頁をご参照願いたいと思います。

2 番以降は農産物集積場に伴う農振の用途変更となっております。

まず 2 番の説明をいたします。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿地目は牧場。現況地目は畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。農産物集積場の造成となっております。事業期間は許可日から永久となっておりますが、令和元年 12 月中までの造成となっております。事業の必要性につきましては、近年、農産物の運搬には大型車両を使用し運搬経費削減及び悪天候時の輸送効率低下抑制が重視されており集積場確保が急務となっている。土地選定の理由は、大型車両の出入りが容易及び作付圃場の近隣であるため。としてございます。事業費につきましては、〇〇〇〇円。全て自己資金で対応することとなっております。図面につきましては 14 頁をご参照願いたいと思います。

続きまして整理番号 3 番でございます。所在は、字〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿地目現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。計画内容事業名称につきましては、農産物集積場の造成。となっております。事業の必要性和選定につきましては、先ほどの 2 番の内容と同様ですので割愛させていただきます。事業費につきましては、〇〇〇〇円。この土地の所有者につきましては、〇〇〇〇氏の所有地となっております。図面につきましては 15 頁をご参照願いたいと思います。

続きまして 10 頁になります。整理番号 4 番になります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の 2 筆でございます。公簿地目現況地目ともに畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。所有面積につきましては、〇〇〇〇㎡、内容は農産物集積場の造成となっております。事業の必要性選定につきましては割愛いたします。事業費につきましては、〇〇〇〇円となっております。全て自己資金対応としております。所有者につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏の所有地となっております。図面につきましては、16 頁をご参照願いたいと思います。

整理番号 5 番になります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿地目現況地目ともに畑。面積につきましては、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。事業主体につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。事業費につきましては、〇〇〇〇円となっております。所有者は同住所の〇〇〇〇氏の所有地となっております。図面につきましては、17 頁をご参照願いたいと思います。

整理番号 6 番になります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿地目現況地目とも畑。面積につきましては、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。事業主体につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。事業費につきましては、〇〇〇〇円。自己資金の対応となっております。所有者は同住所の〇〇〇〇氏の所有地となっております。図面につきましては、18 頁をご参照願いたいと思います。

整理番号 2 番につきましては、農地法第 4 条、3 番から 6 番につきましては、農地法第 5 条の申請が合わせてありましたので、引き続き説明したいと思います。

19 頁をお開き願いたいと思います。議案第 89 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」農地法第 4 条の規定による農地の転用の許可申請があった下記のものについて意見を求める。令和元年 7 月 29 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号 1 番でございます。先ほど議案第 88 号 2 番の説明をいたしました、〇〇〇〇氏の 4 条転用の申請でございます。内容につきましては先ほどと同様ですので省略したいと思います。20 頁をお開き願いたいと思います。この農地法第 4 条に係る意見書案でございます。本申請書については、申請書を送る添付書類により精査しました。それで許可相当としてございます。説明が重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして 21 頁をお開き願いたいと思います。議案第 90 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて意見を求める。令和元年 7 月 29 日提出。弟子屈町農業委員会会長。先ほどの議案第 88 号同様のため、所在地番地目面積につきましては重複いたしますので説明は割愛させていただきたいと思います。申請番号 1 番から説明いたします。権利につきましては全て使用貸借となっておりますが、ここは元々農用地として賃貸借権を結んでおります土地でございます。農地転用に関しましての賃貸借権はみていないのですけれども、合意解約は事務局の方で提出届出を頂いておりますので説明を予めしておきます。

申請番号 1 番です。貸主につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主につきましては、同住所であります、〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。内容につきましては、農産物集積場の造成となっております。ここで訂正があります。備考欄にですが、農業振興地域内農用地区域内施設用地となっておりますが、農用地区域内農地と訂正いたします。

次に申請番号 2 番の説明をいたします。貸主につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。農産物集積場の造成。転用面積は、〇〇〇〇㎡となっております。

申請番号 3 番になります。貸主につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主につきましては、同住所で、〇〇〇〇氏でございます。同じく農産物集積場の造成。転用面積は〇〇〇〇㎡となっております。

続きまして 22 頁申請番号 4 番になります。貸主につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主につきましては、同住所で、〇〇〇〇氏でございます。同じく農産物集積場の造成。転用面積は〇〇〇〇㎡となっております。続きまして 23 頁から 26 頁お開き願いたいと思いますが、この申請に係る意見書案を添付してございます。いずれにつきましても申請書及び添付書類により許可相当としております。今回議決されましたら、先ほどの農地法第 4 条 5 条とともに北海道農業会議に意見聴取を行い、その後北海道へ進達することとします。以上簡単ではありますが、議案第 88 号 89 号 90 号の説明といたします。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。議案第 88 号の整理番号 1 番につきましては省略いたします。整理番号 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番について、11 番上西委員さんよろしくお願いいたします。

上西委員 11 番上西です。申請番号 2 番から 6 番の現地調査は、7 月 16 日に実施致しました。現地調査委員は吉田委員、齋木委員、渡辺委員、私と事務局です。本申請については畑作営農者の農産物集積場整備のためであり、併せて 4 条、5 条の転用申請もされております。各申請地は、いずれも道路に面しており農産物運搬の効率化が図れる箇所でありました。また必要最小限の面積であり、経営農地にも支障がないことを確認し、問題ないと判断致しました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第 88 号整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番について、何かご質問ございますか。

小林委員 9 番小林です。特に問題はないと思いますが、ひとつ確認して欲しいのは、12 頁の配置図で、対象面積は〇〇㎡という面積なんだけれども、配置図はほぼ半分位行っているんだけど、面積本当にこれでいいんですか？

事務局 元々の契約が〇〇㎡以内でというのが〇〇さんとの契約でした。あくまで農振ということなので面積を確定していただきたいということで、取りあえず配置図の縮尺で書いてはいるのですが、分筆も行うということで、併せて現況証明願いも出しているということで、〇〇㎡で分筆もするというので、〇〇〇〇と話しは出来ている状況でございます。

小林委員 分かりました。

議長 他ありませんか。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしということで、議案第 88 号を決定とさせていただきます。次議案第 89 号申請番号 1 番について、何かございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしということで、議案第 89 号を決定とさせていただきます。次議案第 90 号申請番号 1 番 2 番 3 番 4 番について、何かご質問ございますか

各委員 異議なし。

議長 異議なしということで、議案第 90 号を決定とさせていただきます。次日程 10、議案第 91 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは 27 頁をお開きください。議案第 91 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 7 月 29 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今月総会に提案されております申請につきましては、所有権移転の申請が 4 件、利用権設定の申請が 7 件合わせて 11 件の申請でございます。整理番号 1 番から 4 番につきましては、所有権移転の申請、整理番号 5 番から 11 番は利用権設定の全て継続の申請でございます。整理番号 1 番。5 月開催いたしました第 22 回総会、議案第 81 号にて議決いただきました、公益財団法人北海道農業公社との買入協議を行うことになりました、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地でございます。北海道農業公社との買入協議を進めた結果、今回の申請となっております。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 5 筆。公簿地目現況地目ともに畑。合計面積、〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人、札幌市中央北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社理事長竹林孝氏でございます。利用目的は、普通畑。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては、31 頁をご覧ください。尚、本件に併せまして所有権移転後の使用者につきましては、〇〇〇〇さんで協議を進めておりますので申し添えます。

続きまして、整理番号 2 番。4 月開催の 21 回総会、報告第 51 号で農用地等の利用調整結果についてで報告がありました、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇、〇〇〇〇氏に決定した旨の報告のありました件でございます。決定した〇〇〇〇氏より農地保有合理化事業で一時北海道農業公社に購入いただき、公社との賃貸借を結び期間終了後買受できないかとの相談を受けて、北海道農業公社との協議を進め本申請となっております。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 1 筆、公簿地目は原野、現況地目は畑、併せて〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。譲受人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公理事長竹林孝氏でございます。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。利用目的につきましては、牧草畑。図面につきましては、32 頁をご覧ください。

整理番号 3 番 4 番につきましては、北海道農業公社と、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏との間で農地保有合理化事業に基づき、平成 26 年 10 月 26 日から令和元年 8 月 24 日までの間で、賃貸借を結んでおりました土地でございます。今回期間満了に伴い所有権移転の申請となっております。整理番号 3 番 4 番の譲渡人につきましては、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公理事長竹林孝氏でございます。

整理番号 3 番につきましては、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 7 筆。公簿地目現況地目ともに畑。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。譲受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇1、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は、普通畑。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。

整理番号 4 番につきましては、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 7 筆。公簿地目現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。譲受人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。利用目的は普通畑。売買価格は、〇〇〇〇円でございます。整理番号 3 番 4 番の図面につきましては、33 頁をご覧ください。

整理番号 5 番から 11 番につきましては、利用権設定で全て継続でございます。

整理番号 5 番、所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 3 筆、面積、〇〇〇〇㎡。公簿地目は、畑、牧場。現況地目畑。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 7 月 29 日から令和 6 年 3 月 31 日までの約 4 年 8 か月間となっております。図面につきましては、34 頁をご覧ください。

整理番号 6 番 7 番につきましては、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。

整理番号 6 番。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 3 筆。面積は、〇〇〇〇㎡。公簿地目現況地目ともに畑。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 7 月 29 日から令和 6 年 3 月 31 日までの約 4 年 8 か月間となっております。図面につきましては、35 頁をご覧ください。

整理番号 7 番。所在は、字〇〇〇〇〇外 3 筆。面積、〇〇〇〇㎡。公簿地目現況地目ともに畑。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 7 月 29 日から令和 6 年 3 月 31 日までの約 4 年 8 か月間となっております。図面につきましては、36 頁をご覧ください。

整理番号 8 番。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 7 筆。面積、〇〇〇〇㎡。公簿地目現況地目ともに畑。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 7 月 29 日から令和 6 年 3 月 31 日までの約 4 年 8 か月間となっております。図面につきましては、37 頁をご覧ください。

整理番号 9 番。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 5 筆。面積、〇〇〇〇㎡。公簿地目現況地目ともに畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 7 月 29 日から令和 6 年 3 月 31 日までの約 4 年 8 か月間となっております。図面につきましては、38 頁をご覧ください。

整理番号 10 番。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 3 筆。面積、〇〇〇〇㎡。公簿地目現況地目ともに畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 7 月 29 日から令和 11 年 3 月 31 日までの約 9 年 8 か月間となっております。図面につきましては、39 頁をご覧ください。

整理番号 11 番。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇。面積、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡。公簿地目、原野、現況地目畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 7 月 29 日から令和 6 年 3 月 31 日までの約 4 年 8 か月間となっております。図面につきましては、40 頁をご覧ください。

別紙資料には、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書が表示されております。いずれも各項目の要件に該当しておりますので、ご参照ください。

以上、雑駁な説明であります、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 はい、有難うございました。事務局からの説明が終わりました。現地委員さんの報告については継続ですので省略いたします。ここで質疑を受けたいと思いますが、整理番号 2 番について、私が農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席いたします。退席後の議長については、上西代理にお願いすることによろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議長 それでは休憩いたします。

(休憩)

議長 (上西代理) 再開いたします。整理番号 2 番につきましては、議長の〇〇〇〇が農業委員会法 31 条に該当し退席となりましたので、代わって私のほうで議事を進めたいと思います。整理番号 2 番につきまして、第 21 回総会報告第 51 号、利用調整結果について報告があり、農地保有合理化事業でございますので、現地委員の説明報告については省略いたします。ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問ございませんか。

各 委 員 異議なし。

議長 (上西代) 異議なし。ということで整理番号 2 番を決定いたします。〇〇〇〇の退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号 1 番 3 番 4 番 5 番 6 番 7 番 8 番 9 番 10 番 11 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議長 異議なしということで、議案第 91 号を決定させていただきます。次日程 11、協議 4 ですが休憩いたします。

(休憩)

議

長 再開いたします。本日、日程1から日程11までそれぞれ決定いたしました。これにて第24回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

午前11時16分

以上顛末と録し、議事録とする

議事録署名委員 吉 田 真利子

議事録署名委員 齋 木 弥